

# JIS T8125-2:2022適合と 試験規格について

株式会社トヨ

2024年4月

# JIS T8125-2 : 2022 (脚部防護服) の新旧の比較

現在の脚部防護服の規格について

JIS T8125-2 : 2022 (日本規格)

≡ EN ISO11393-2:2019 (欧州規格)

≡ ISO11393-2:2018 (国際規格)



旧規格

JIS T8125-2 : 2009

≡ EN381-5

欧州規格との主な相違点

例：エルゴノミクス試験、防護服に取付けるマーク及び表示、  
製造業者が提供する情報（取扱説明書）など

## 主な改正点 (新旧の規格の比較)

1. 防護性能が厳しくなった (※1： カットスルーの許容：10mm以下⇒0mm)
2. 防護範囲が拡大した (例：フロントの隙間：30mm⇒10mm)
3. タイプBがチャップスに変更 (例：足のベルトは4本以上必要)

※1カットスルー＝裏側への切り抜けのこと

デザイン	新・規格の防護範囲	旧・規格の防護範囲
タイプ A	変更なし※2	ズボン前側 180度
タイプ B	<u>チャップス180度</u>	<del>ズボン</del> 270度
タイプ C	変更なし※2	ズボン 360度

※2：防護範囲は旧規格と比べ、新規格はフロントの隙間や腰回りの防護範囲が拡大 2

# 改正JIS T8125-1,-2とガイドラインの時系列

- 2009年** JIS T8125-1,-2：2009施行
- 2015年** 基発1207第3号  
「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
- 2020年** 基発0131第1号  
「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正
- 2022年** JIS T8125-1,-2：2022改正（9月25日）  
防護基準の強化、防護範囲の拡大、タイプB（チャップス）の追加、など
- 2024年** 基安安発0831 第1号（令和4年8月31日）  
令和6年1月以降可能な限り早期に改正後のJISに適合したものに切り替えることが望ましいこと。

# 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」について

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課：改正 基発0131第1号 令和2年1月31日（抜粋）

## 4 保護具等

伐木等作業における保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。保護具等の選定に当たっては、その種類に応じ、以下に掲げる事項に留意すること。

（1）労働者の下肢の切創防止用保護衣 安衛則第485条第1項に基づき、伐木等作業において、事業者は、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること。また、同条第2項に基づき、労働者は下肢の切創防止用保護衣を着用すること。労働者の下肢の切創防止用保護衣には、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、日本産業規格（以下「JIS」という。） T8125-2 に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用すること。なお、既に刃が当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないこと。

（2）衣服 ア衣服は、刃物、工具、用具、危険な動植物、枝条等と皮膚との接触を防ぐため皮膚の露出は避け、身体にあった長袖の上衣及び長ズボンを着衣すること。また、周囲の物や機械へ引っかかること等を防止するため、袖締まり、裾締まりの良いものとする。イ衣服の素材は、防水性と透湿性を備えた作業性の高いものを選定すること。ウ寒冷な環境において作業に従事するときは、防寒に配慮した肌着を着衣すること。

（3）手袋 防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を使用すること。

（4）安全靴等の履物 安衛則第558条第1項に基づき、事業者は、作業中の労働者に当該作業を行う場所、当該作業の状態等に応じて、安全靴その他の適当な履物を使用させること。また、同条第2項に基づき、労働者は、事業者により定められた履物の使用を命じられたときは、当該履物を使用すること。安全靴は、つま先、足の甲部、足首及び下腿の前側半分に、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っているJIS T8125-3 に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものを使用すること。

# JIS改正後の脚部防護服の取扱い（令和4年9月公示）

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課長：基安安発0831 第1号令和4年8月31日（抜粋）

標記について、下記1の日本産業規格が別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり改正され、この旨、**令和4年9月25日付け官報をもって公示**される予定である。（令和4年8月31日現在）

## 1 改正された日本産業規格（日本産業標準調査会審議）

手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第1部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いる試験装置  
T 8 1 2 5 - 1

手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第2部：脚部防護服 T 8 1 2 5 - 2

## 2 改正前のJISに適合した脚部防護服の取扱いについて

（1）令和5年12月末までの期間

JIS T 8 1 2 5 - 2は「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号）4（1）において引用しているところ、令和5年12月末までの間、改正前のJISに適合したものは同ガイドラインを満たすものとして差し支えないこと。

（2）令和6年1月以降

令和5年12月末までに使用を開始した改正前のJISに適合した脚部防護服は、令和6年1月以降可能な限り早期に改正後のJISに適合したものに切り替えることが望ましいこと。

# チェーンソー防護ズボンのJISの適合について

## JIS Q1000に基づくJIS自己適合宣言書について

株式会社トーヨはチェーンソー防護ズボンの代表モデルを公的試験で行った結果を基に、派生モデルを社内にて同等の切断試験をおこないJIS Q1000に基づくJIS自己適合宣言書をもってJIS適合としている。

### 試験項目

チェーンソー切断抵抗性試験 など

※株式会社トーヨでは品質ISO 9001：2015を取得